

措置結果通知書（令和4年度定期監査及び行政監査）

No.	報告提出日	監査等の名称	区分	部署名	指摘事項の名称	公表した指摘事項	判断	指摘事項に基づく措置の状況
1	R4.12.8	定期監査 及び行政 監査	指摘	危機管理部防災安全課、市民生活部市民活動支援課豊四季台近隣センター、市民生活部市民活動支援課布施近隣センター、市民生活部市民活動支援課松葉近隣センター、市民生活部市民活動支援課酒井根近隣センター、市民生活部市民活動支援課高柳近隣センター、保健福祉部福祉政策課、保健福祉部高齢者支援課、保健福祉部障害福祉課、保健所保健予防課、保健所健康増進課、土木部交通政策課自転車対策室、消防局企画総務課、教育委員会学校教育部学校保健課学校給食センター、教育委員会学校教育部指導課	(1) 法令等に重大な違反があるもの	<p>本件は、契約事務、収入事務及び補助金交付事務において、関係書類に市長又は専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）の押印がされていなかった事案である。</p> <p>契約事務については、柏市財務規則第3条及び別表第2において、契約の種別ごとに金額に応じて決裁権者が定められているところだが、本監査において確認したところ、施行伺、一者随意契約理由書、見積り合わせ結果報告及び検査書において規定より低い職層の職員の決裁をもって事務を進めていた事案が11件あった。</p> <p>また、柏市財務規則第3条及び別表第2では、収入の調定及び通知について金額に応じた決裁権者が規定されているが、調定票に決裁権者の押印が漏れていた事案が2件、収入通知票兼調定票に押印が漏れていた事案が2件、収入通知票に決裁権者の押印が漏れていた事案が2件、また決裁権者が不在にしていた期間にもかかわらず、収入通知票に当該決裁権者の印が押されていた事案が複数確認された。</p> <p>さらに、補助金交付事務については、柏市事務決裁規程第4条及び別表第1において、各種団体等への補助金に関する事項の決裁権者が規定されており、1億円以上又は要綱等の規程のないものの決定及びその実績報告は市長の決裁事項、4,500万円以上1億円未満の決定及びその実績報告は副市長、100万円以上4,500万円未満の決定及びその実績報告は部長が決裁権者と規定されているが、要綱等の規程がないにもかかわらず市長の決裁を受けずに部長までの決裁で補助金の交付決定を行っていた事案が1件、1億円以上の補助金交付決定において市長の決裁を受けずに理事までの決裁で交付決定を行っていた事案が1件、4,500万円以上1億円未満の補助金の交付決定において副市長の決裁を受けずに部長までの決裁で交付決定を行っていた事案が2件確認された。</p> <p>そもそも、専決とは市長の在、不在にかかわらず、あらかじめ認められた範囲内の事項につき、自己の責任において市長の権限を市長名において決裁するものであり、決裁権者は事務の重要性等に応じて規則や規程等において明確に職層が定められている。決裁権者の決裁を受けずに事務を進めることは、基本的な権限を越えており、法令等への重大な違反行為となり得る。</p> <p>今回確認された事案は、いずれも担当者の誤認や決裁の失念によるものであり悪質性は認められないものの、意思決定を行う者が確認することなく業務が行われたと捉えられかねず、誤りに気付かなかった各所属長等の責任は重いと言わざるを得ない。各事務における決裁の意義と重要性を十分認識した上で、適正な事務決裁を行う万全の体制を整えられたい。</p>	措置を講じた	<p>（危機管理部防災安全課） 検査書の決裁について、施行伺決裁時と同様の決裁権者にて修正を行った。今後の再発防止策として、課内で当該指摘事項の共有、また、財務会計の手引及び柏市財務規則別表第2「3契約」の周知により徹底を図った。</p> <p>（市民生活部市民活動支援課豊四季台近隣センター） 市民生活部内掲示板で部としての注意喚起周知が行われた。</p> <p>改めて所属内で財務会計の手引きP97の上部の、「要綱等の補助基準を定めていない補助金は財政課合議のうえ、市長決裁」と記載されていることを確認した。また、合議先である市民活動支援課へ情報共有することで、二重で確認する体制とした。</p> <p>（市民生活部市民活動支援課布施近隣センター） 市民生活部内掲示板で部としての注意喚起周知が行われた。</p> <p>再発防止のため、職員間で事務処理方法の再確認を行い知識の共有を図った。</p> <p>今後は電子決裁となることから、電子決裁での対応方法を確認した。</p> <p>また、今後は契約事務システムにて定期的に進捗の確認を行うこととした。</p> <p>（市民生活部市民活動支援課松葉近隣センター、同市民活動支援課高柳近隣センター） 市民生活部内掲示板で部としての注意喚起周知が行われた。所属内で課員に次の内容を口頭で確認した。</p> <p>紙面で決裁がある書類については、決裁時の押印漏れを確認するとともに、簿冊に綴る際にも、決裁が押印されているかを確認することとした。</p> <p>（市民生活部市民活動支援課酒井根近隣センター） 事務決裁規程第17条にある、所属長が不在の際の代決について、事前に代決事項を指定していた。不在期間が事前に確定しづらい難しい事案であることから、指定した職員等に確認を行いながら指定した期間を複数名で確認することとした。</p> <p>また、収入通知票兼調定票に押印が漏れていた事案については、市民生活部内掲示板で部としての注意喚起周知が行われた。</p> <p>その他公文書取り扱い等について、所属内で課員に次の内容を口頭で確認した。</p> <p>紙面で決裁がある書類については、決裁時の押印漏れを確認するとともに、簿冊に綴る際にも、決裁が押印されているかを確認することとした。</p> <p>（保健福祉部福祉政策課） 決裁権者が異なっていた部分について、直ちに正しい決裁権者の決裁を受けた。</p> <p>今後は、契約金額と柏市事務決裁規程の確認を行い、再発防止に努めていく。</p> <p>（保健福祉部高齢者支援課） 誤った事務処理を行ってしまった。指摘後、決裁については完了した。課内で確認作業の周知し、今後誤った事務処理とならないよう努めていく。</p> <p>（保健福祉部障害福祉課） 市長の決裁事項となる交付額について、事務決裁規程を確認した。当該交付決定について市長まで仰裁するとともに、今後は決裁区分を含めて担当者間で確認するなど、再発防止に取り組む。</p> <p>（保健所保健予防課） 決裁権者欄については、システムでプリントされたまま事務処理をしてしまうことで誤ったことになることを課内全体で共有し、決裁時には、各種規則や規程を確認したうえで、事務処理を行うよう、担当ごとに朝礼や課内会議を通じて、指導を実施した。</p> <p>（保健所健康増進課） 改めて担当内で決裁戻り後の決裁状況を確認することを再周知した。</p> <p>（土木部交通政策課自転車対策室） 収入通知票兼調定票に押印が漏れていた事案が発生した。</p> <p>具体的には、部長及び次長の押印が漏れていた。</p> <p>このことは、所属長まで押印が済んだ後に、部長まで回議をすべきところ、そのままファイリングをしたためである。</p> <p>そこで、まず、決裁権者の決裁を受けずに事務を進めることは、基本的な権限を越えており、法令等への重大な違反行為となり得ることを自転車対策室内部に周知徹底をさせた。</p> <p>現在は、収入通知票兼調定票は、会計課から届き次第、速やかに回議をするようにしている。</p> <p>また、専決権者も確認し、確実に専決権者の押印が終えるまでは、ファイリングをしないように徹底している。</p> <p>（消防局企画総務課） 指摘のあったことについて、同じミスが繰り返されないよう柏市財務規則第3条及び別表第2について改めて課内で周知し、注意喚起を行った。</p> <p>加えて、担当職員だけでなく管理職についても定期的にチェックすることで事務の処理状況を確認している。</p> <p>（教育委員会学校教育部学校保健課学校給食センター） 複数人での確認を行うとともに、担当者による最終確認も徹底していくこととした。</p> <p>（教育委員会学校教育部指導課） 当該指摘の「調定票に決裁権者（部長）の押印が漏れていた」件については、指摘後、直ぐに押印を行った。今後、このようなことが起きないように、担当者以外の者もチェックを行い、再発防止を徹底することとした。</p>